

## 富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、市内における民間保育所の保育内容の充実をはかりもって児童福祉の増進に資するため、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で民間保育所に対し、民間保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助の要件)

第2条 この補助金は、次の各号に該当する保育所に交付する。

- (1) 入所児童のうち3歳未満児が2割以上入所していること。ただし、3歳未満児保育の必要性の度合いが低い地域形態のあるところについてはこの限りでないこと。
- (2) 在籍児童が定員を著しく超えておらず、定員の厳守について早急に改善される見込みがあること。

(補助の種別等)

第3条 この補助金の種別および補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書を市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、歳入歳出予算書を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請にかかる書類等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適当な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助の条件)

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助金にかかる収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 施設及び運営が「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）及び保育所の設置運営に関する厚生省通達に適合するようにつとめること。
- (3) 申請書の記載事項に変更があつた場合は、変更のあつた日から1カ月以内にその旨を報告すること。

- (4) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出要求に応じること。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受け取った日から30日以内とする。

(実績報告)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第2号による補助事業実績報告書を翌年度の4月20日までに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、歳入歳出決算見込書を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類審査により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受け取った日以降速やかに、別記様式第3号による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 3 第5条の規定は、前2項の規定による取り消しをした場合についても準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにそ

の額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、第12条の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.75%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.75%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

(他の補助金の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年7月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和58年10月1日から適用する。

2 昭和58年度に限り保育特別対策費に係る補助金交付申請書は昭和58年10月末日までとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和58年度補助金分については、なお従前の例によるとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和60年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和61年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和62年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和63年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成9年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成10年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成13年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則（平成22年要綱第59号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年要綱第75号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度に係る事業から適用する。

附 則（平成28年要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度に係る事業から適用する。